

○島根県警察における電子署名に関する訓令

(平成29年12月1日島根県警察訓令第34号)

島根県警察における電子署名に関する訓令を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第70号）第10条及び島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成29年島根県公安委員会規則第12号）第11条の規定に基づき、島根県警察における電子署名の実施に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則第8条第2項及び島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第9条第2項の規定により島根県公安委員会、島根県警察本部長及び警察署長が行う電子署名をいう。
- (2) 職責証明書格納媒体 地方公共団体組織認証基盤の運営に関する基本要綱（平成26年4月1日地方公共団体情報システム機構制定）第8条第1項の規定による登録分局（以下「登録分局」という。）が発行する電子署名を行うために必要な電子証明書に係る情報が記録された電子媒体をいう。

(電子署名運用管理者)

第3条 警察本部に電子署名運用管理者を置き、電子署名に係る事務を所管する所属長をもって充てる。

- 2 電子署名運用管理者は、電子署名の実施に関する事務を総括する。

(電子署名責任者等)

第4条 電子署名を実施する所属に電子署名責任者及び電子署名担当者を置き、所属長が指名する者をもって充てる。

- 2 電子署名責任者は、所属における電子署名の実施について、その責に任ずる。
- 3 電子署名担当者は、電子署名責任者を補佐するため、所属における電子署名の事務を処理する。

(所属長の責務)

第5条 電子署名を実施する所属の長は、所属の電子署名責任者を指揮監督し、適正な電子署名の実施に努めなければならない。

(電子署名の実施)

第6条 電子署名責任者は、電子署名を実施するときは、電子署名担当者に命じ、電子署名を実施させるものとする。

- 2 電子署名担当者は、前項により電子署名の実施を命ぜられたときは、電子署名責

任者から職責証明書格納媒体の交付を受け実施するものとする。

(職責証明書格納媒体等の管理)

第7条 職責証明書格納媒体及び当該職責証明書格納媒体に係るパスワードの記録は、電子署名責任者が鍵の掛かる保管庫等で確実に保管しなければならない。この場合において、職責証明書格納媒体及び当該職責証明書格納媒体に係るパスワードの記録は、同一の場所で保管してはならない。

2 電子署名責任者は、職責証明書格納媒体の使用状況について職責証明書格納媒体使用簿(別記様式)に記録し、管理するものとする。

(登録分局に対する申請等の手続)

第8条 電子署名責任者は、職責証明書格納媒体の発行、更新又は失効に関し登録分局に申請をするときは、所属長の承認を受けた上、電子署名運用管理者を経由して行うものとする。

(事故発生時の手続)

第9条 所属長は、職責証明書格納媒体の紛失等の事故が発生し、当該職責証明書格納媒体に係る電子証明書を失効する必要がある場合は、直ちに電子署名運用管理者に通報するとともに、登録分局に連絡し、失効の手続を行うものとする。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、電子署名の実施に関し必要な細部事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年1月4日から施行する。

附 則(令和3年6月1日島根県警察訓令第22号)

この訓令は、制定の日から施行する。

別記様式〔略〕